

幼保連携型認定こども園

指導監査基準（2026年2月18日適用）

町田市地域福祉部

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>幼保連携型認定こども園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>幼保連携型認定こども園の基準に関する法令及び通達等以外の法令又は通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、幼保連携型認定こども園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
2	平成26年6月4日政令203号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令」	認定こども園法施行令
3	平成26年7月2日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」	認定こども園法施行規則
4	平成26年7月2日府政共生569号、26文科初第437号、雇児発0702第1号通知「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について」	府政共生569号通知
5	平成26年11月28日府政共生第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号通知「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	基準運用通知
6	平成26年9月30日東京都規則第146号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」	法施行細則
7	平成26年10月10日東京都条例第122号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」	都条例
8	平成26年10月10日東京都規則第151号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」	都規則
9	平成26年12月17日26福保子保第2028号「東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目」	事業実施細目
10	平成26年12月17日26福保子保第2030号「東京都幼保連携型認定こども園事務取扱要綱」	事務取扱要綱
11	昭和22年3月31日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
12	昭和22年5月23日文部省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
13	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
14	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
15	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
16	平成21年3月31日文部科学省告示第60号「学校環境衛生基準」	学校環境衛生基準
17	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
18	平成27年3月31日府政共生351号、26初幼教第39号、雇児総発0331第1号、雇児職発0331第2号、雇児保発0331第2号、雇児母発0331第7号通知「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業について」	府政共生351号通知
19	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
20	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
21	平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575号通知
22	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法

No.	関係法令及び通知等	略称
23	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
24	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
25	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児介護休業法施行規則
26	令和7年1月20日職発0120第2号、雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇均発0120第1号
27	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
28	平成5年11月19日労働省令第34号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
29	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
30	令和5年3月24日4文科教第1806号「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について(通知)」	4文科教第1806号
31	令和5年3月27日子発第0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	子発0327第5号
32	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
33	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
34	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
35	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
36	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
37	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
38	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
39	平成12年12月22日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	震災対策条例
40	平成24年3月30日東京都条例第17号「東京都帰宅困難者対策条例」	帰宅困難者対策条例
41	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
42	平成16年5月31日消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」	消防庁告示第9号
43	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知
44	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
45	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
46	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法

No.	関係法令及び通知等	略称
47	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
48	昭和46年4月1日文部省令第18号「学校法人会計基準」	学校法人会計基準
49	平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号「社会福祉法人会計基準の制定について」	社会福祉法人会計基準
50	平成29年3月31日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」	教育・保育要領
51	平成30年3月30日府子本第315号、29初幼教第17号、子保発0330第3号通知「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(通知)」	府子本第315号通知
52	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
53	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号通知「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
54	令和3年4月1日子保発0401第2号「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
55	令和2年3月31日子母発0331第1号通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
56	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
57	平成13年8月1日雇児総発第36号通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
58	平成9年3月31日社援施第65号通知「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
59	昭和39年8月1日児発第669号通知「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
60	平成9年6月30日児企第16号通知「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号通知
61	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号通知「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発0120001号通知
62	平成8年6月18日社援施第97号通知「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
63	平成9年8月8日社援施第117号通知「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」	平成9年社援施117号通知
64	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
65	平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
66	平成8年8月8日児企発第26号通知「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企発第26号通知
67	平成8年7月25日社援施第117号通知「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
68	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
69	平成15年5月1日東京都規則第153号「健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
70	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法

No.	関係法令及び通知等	略称
71	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
72	昭和23年7月13日厚生省令第23「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
73	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
74	平成28年1月18日府子本第448号、27文科初第1183号、雇児発0118第3号通知「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」	府子本第448号通知
75	平成30年10月12日30福保子保第3635号通知「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通知
76	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
77	令和4年6月13日府子本第679号・4初幼教第9号・子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
78	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知
79	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知
80	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
81	平成31年2月28日府子本第189号・30文科初第1616号・子発0228第2号・障発0228第2号通知「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
82	平成31年2月28日府子本第190号・30文科初1618号・子発0228第3号・障発0228第3号通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
83	令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、7初幼教第5号「保育所等における低年齢児の健康診断について」	こ成保第533号通知
84	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
85	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
86	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
87	平成27年3月31日規則第16号「町田市子ども・子育て支援法に基づく確認に関する規則」	市確認規則
88	令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

運 營 管 理 編

目 次

1 入園状況等	
(1) 認可定員の遵守	1
(2) 認可内容の変更	1
2 基本方針及び組織	
(1) 人権の擁護	1
(2) 個人情報保護	2
(3) 秘密保持	2
(4) 苦情対応	2
(5) 園則（運営規程）	3
(6) 園日誌	3
(7) 情報の提供等	3
(8) 子育て支援事業の実施	4
(9) 運営の状況に関する評価等	4
(10) 運営状況報告書の提出	4
(11) 運営委員会	4
3 就業規則等の整備	
(1) 就業規則	4
(2) 給与規程	5
(3) 育児休業規程等	6
(4) 旅費	9
(5) 労使協定等	9
(6) 周知等の措置	10
4 職員の状況	
(1) 職員配置	10
(2) 職員の資格	12
(3) 職員関連帳簿の整備	13
5 勤務状況	
(1) 勤務体制等	14
(2) 採用	15
(3) 社会保険	16

6	健康管理	
(1)	安全衛生管理体制	16
(2)	職員健康診断	16
7	職員研修	17
8	園長の責務等	
(1)	園長等	17
(2)	職員会議	18
9	建物及び設備	
(1)	建物及び設備の状況	18
(2)	環境衛生	20
10	災害対策の状況	
(1)	管理体制(防火管理者)	20
(2)	消防計画等	21
(3)	防災訓練等	21
(4)	防火対策	22
(5)	保安設備	22
(6)	消防署の立入検査	22
(7)	安全対策	23

特定教育・保育施設としての基準

1	確認の変更、変更の届出等	24
2	基本原則(運営)	24
3	利用定員に関する基準	24
4	運営に関する基準	
(1)	内容及び手続の説明及び同意	25
(2)	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	25
(3)	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	25
(4)	市が行うあっせんへの協力	25
(5)	市が行う利用調整への協力	25
(6)	受給資格等の確認	25
(7)	施設型給付費等の額の通知	26
(8)	評価(自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価)	26
(9)	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	26
(10)	特定教育・保育施設の運営規程	26

(1 1) 勤務体制の確保等	27
(1 2) 定員の遵守等	27
(1 3) 重要事項の揭示	27
(1 4) 秘密保持	27
(1 5) 情報の提供等	28
(1 6) 利益供与等の禁止	28
(1 7) 苦情解決	28
(1 8) 地域との連携等	28
(1 9) 電磁的記録等	29

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 個人情報保護	園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。 (参考) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 子ども家庭庁、文部科学省) 園が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	2 国籍、社会的身分または入園に要する費用負担等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したり等の行為を行っていないか。 1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 都条例第16条 (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条～第33条 (2) 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)	(1) 国籍、社会的身分、入園に要する費用負担等により差別的扱いをしたり、信条等を強制する等の行為が認められる。 (1) 個人情報保護のために適切な措置を講じていない。	C B
(3) 秘密保持	園の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 また、園は、職員であった者が正当な理由なく、秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置(例)> 規程等の整備、雇用時の取決め 等	1 職員等が秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	(1) 都条例第20条 (2) 教育・保育要領第4章第2-4	(1) 秘密保持のために必要な措置を講じていない。	C
(4) 苦情対応	1 園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口(苦情解決責任者・受付担当者)の設置等、苦情解決の仕組みを整備し、苦情の適切な解決に努めなければならない。なお、社会性や客観性を確保した対応を行うため、苦情解決に係る第三者委員を設置することが望ましい。 また、苦情解決の仕組みについて、利用者等へ周知を行い、利用者の権利の擁護と教育・保育の適切な利用を支援すること。 2 園は、その行った教育・保育及び子育ての支援について、東京都及び市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 園は、社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが保護者等に周知されているか。	(1) 都条例第21条第1項 (2) 社会福祉法第82条 (3) 児発第575号通知 (1) 都・市からの指導、助言に従って改善に取り組んでいるか。 2 運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか。	(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置していない。 (2) 苦情解決の規定を作っていない。 (1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。	C C C B B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 園則(運営規程)	<p>園は、「幼保連携型認定こども園の運営に関する規程」(園則)を備えなければならない。</p> <p><園則の必要的記載事項> 園則には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。なお、以下の事項以外の事項であっても、設置者の判断で任意に園則に記載することは可能である。</p> <p>① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ② 教育課程その他の教育・保育の内容に関する事項 ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ④ 利用定員及び職員組織に関する事項 ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項 ⑦ その他施設の管理についての重要事項</p> <p>また、特定教育・保育施設の運営規程を兼ねる場合は、市条例第20条に掲げる事項も規定しなければならない。</p>	1 園則を適切に定めているか。	(1) 認定こども園法施行規則第15条、第16条、第26条 (2) 府政共生569号通知4(1)、(2) (3) 学校教育法施行規則第28条	(1) 園則を整備していない。 (2) 園則の内容が不十分又は現状と差異がある。	C B
(6) 園日誌	<p>園は、園の運営状況を的確に把握するため、園日誌(業務日誌)を備え、5年間保存しなければならない。</p> <p><記載事項(例)> 職員の勤務状況、園児の出欠状況、園行事、会議、来訪者等</p>	1 園日誌を作成しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第28条	(1) 園日誌を作成していない。 (2) 保管していない。	C B
(7) 情報の提供等	<p>1 園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p> <p>2 園は、利用希望者に対し、当該園を利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明し、利用契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、必要事項を記載した書面を交付すること。</p> <p>3 園は、当該園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。なお、園の公告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 幼保連携型認定こども園である旨の掲示を行っているか。</p> <p>2 利用者等に必要な情報を提供しているか。</p> <p>3 地域との交流及び連携を図っているか。</p>	<p>(1) 都条例第12条</p> <p>(1) 認定こども園法第24条 (2) 事業実施細目5(9)ウ (3) 社会福祉法第75条～第77条、第79条 (4) 府政共生第351号通知1(2)</p> <p>(1) 認定こども園法第24条 (2) 都条例第14条第2項</p>	<p>(1) 掲示を行っていない。</p> <p>(1) 書面の交付を行っていない。</p> <p>(1) 地域との交流及び連携を図っていない。</p>	C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 子育て支援事業の実施	園は、下記の子育て支援事業のうち、2以上を行わなければならない。 ① 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業 ② 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業 ③ 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 ④ 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業 ⑤ 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業	1 子育て支援事業を実施しているか。	(1) 認定こども園法第2条第12項 (2) 認定こども園法施行規則第2条 (3) 都条例第11条 (4) 事業実施細目8 (5) 府政共生569号通知1(2)	(1) 子育て支援事業を実施していない。	C
(9) 運営の状況に関する評価等	園の設置者は、教育・保育及び子育て支援事業の状況その他の運営の状況(以下「運営状況等」という。)について、下記の評価を行い、その結果に基づき、園の運営の改善を図るために必要な措置を講じなければならない。 ① 自己評価 運営状況等について自ら評価を行いその結果を公表しなければならない。 ② 関係者評価 自己評価結果を踏まえ、園児の保護者その他園の関係者(職員は除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ③ 第三者評価(外部評価) 運営状況等について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めなければならない。	1 運営の状況等について評価を行い、改善に向けた取組をしているか。	(1) 認定こども園法第23条 (2) 認定こども園法施行規則第23条～第25条 (3) 府政共生569号通知5 (4) 社会福祉法第78条 (5) 府政共生第351号通知1(2)	(1) 自己評価を行っていない。 (2) 評価の結果を公表していない。 (3) 評価結果に基づく改善の取組を行っていない。	C B B
(10) 運営状況報告書の提出	園の設置者は、「幼保連携型認定こども園運営状況報告書」に必要書類を添付し、毎年度、都知事に報告しなければならない。	1 運営状況の報告を行っているか。	(1) 認定こども園法第30条 (2) 認定こども園法施行規則第29条 (3) 法施行細則第6条 (4) 事務取扱要綱第5	(1) 運営状況報告書を提出していない。	C
(11) 運営委員会	国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人以外の設置者は、園の運営に関し、設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置しなければならない。 運営委員会は、社会福祉事業及び学校経営について知識経験を有する者、当該園の教育・保育の利用者(これに準ずる者を含む。)及び園設置主体の実務を担当する幹部職員を含むものとする。 また、運営委員会は定期的に開催し、運営委員会を開催した場合は、議事録を作成すること。	1 運営委員会を設置し、適正に運営しているか。	(1) 事業実施細目7	(1) 運営委員会を設置していない。 (2) 運営委員会の運営が不適正である。	C B
3 就業規則等の整備 (1) 就業規則	1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。 2 職員10人以上の園は就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更した場合についても届出が必要である。10人未満の施設については、法的な義務付けはないが、労働条件の明示の観点から作成が望ましい。	1 (常時10人以上の従業員を使用する場合)就業規則を整備しているか。 2 就業規則を労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条 (1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 就業規則を作成していない。 (2) 就業規則を届け出していない。 (1) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 給与規程	<p>3 就業規則に記載すべき事項</p> <p>(1) 絶対的必要記載事項(必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 労働時間に関する事項 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休業等を含む。)並びに交替制勤務の場合は就業時転換に関する事項</p> <p>② 賃金に関する事項 賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給</p> <p>③ 退職に関する事項 退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法</p> <p>(2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用される一定の「定めをする場合」には、記載しなければならない事項)</p> <p>① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期</p> <p>② 臨時的賃金及び最低賃金額に関する事項</p> <p>③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度</p> <p>⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項</p> <p>なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合にのみ止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。</p>	<p>3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に相違はないか。</p> <p>・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。</p> <p>・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。</p> <p>・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条</p> <p>(2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条</p>	<p>(1) 必要記載事項を規定していない。</p> <p>(2) 就業規則の内容が不適正である。</p> <p>(3) 就業規則と現状に差異がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>4 非常勤職員等の短時間労働者についても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の法令を遵守する必要があり、当該職員に適用される就業規則が必要である。</p>	<p>4 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)。</p>	<p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条</p> <p>(2) 事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針(平成19年厚生労働省告示第326号)</p>	<p>(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。</p>	<p>B</p>
	<p>1 給与規程は、就業規則の一部であり、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。</p> <p>2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。</p>	<p>1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 給与規程の内容は適正か。また、規程と実態に差異はないか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 給与規程の内容に不備がある。</p> <p>(2) 給与規程と実態に差異がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また基準に従って支給すること。</p>	<p>3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第15条、第89条</p>	<p>(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確となっていない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳(一定の条件下で2歳)に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から1年以内(1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。</p> <p>育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間 <p>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない</p> <p>※ 出生時育児休業(産後パパ育休) 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>(2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・ 育児休業に関する相談体制の整備 ・ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 	<p>1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>2 育児休業制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(2) 育児・介護休業法第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条</p> <p>(3) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2</p> <p>(4) 雇均発0120第1号</p> <p>(5) 平成3年12月20日基発第712号「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 育児休業制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 介護休業</p> <p>(1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。</p> <p>ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかでない従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次に事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 <p>また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれの措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その雇用する労働者に対する介護休業・介護両立支援制度等に係る研修の実施 ・介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ・その他厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置 <p>3 労働時間の制限等</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <p>なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の制度に準ずる措置 ・在宅勤務等の措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰上げ、繰下げ ・保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 	<p>1 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>2 介護休業制度について、適切に実施しているか。</p> <p>1 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条</p> <p>(3) 育児・介護休業法施行規則第24条</p> <p>(4) 雇均発0120第1号</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～第24条</p>	<p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 介護休業制度について、適切に実施されていない。</p> <p>(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始の日から連続する3年以上の期間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰上げ、繰下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 <p>(2) 所定外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p> <p>(3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>4 子の看護等休暇 小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園(入学)式、卒園式への参加のために、子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇取得できる。 子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p>	<p>1 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。</p> <p>1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7</p>	<p>(2) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(3) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(4) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	1 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
(4) 旅費	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費(実費及び手当)を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか。(実費以外を支給している場合)	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。又は内容に不備がある。 (2) 旅費に関する規程内容と実態に差異がある。	B B
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	2 24協定を締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続に不備がある。	B B
	3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。	3 (変形労働制を取っている場合) 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2～第32条の4	(1) 変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。	B
	(2) 1か月超1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。			(2) 変形労働時間制(1か月超1年以内)に関する協定を締結していない。	B
	(3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。			(3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出していない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価										
(6) 周知等の措置	<p>1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p>	<p>1 就業規則等を職員に周知しているか。</p> <p>2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2</p> <p>(1) 労働基準法施行規則第7条の2</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は周知が不十分である。</p> <p>(1) 口座振込等に対して個人の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>										
<p>4 職員の状況</p> <p>(1) 職員配置</p>	<p>園には園長及び保育教諭を置かなければならない。職員の配置は、都規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>園には調理員を置かなければならない。ただし、調理業務を委託する園に当たっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>園には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとする。</p> <p>各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員(以下「直接従事職員」という。)として、下記に定める園児の区分に応じ、下記に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常時二人を下回ってはならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">園児の区分</td> <td style="text-align: center;">員数(※)</td> </tr> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table> <p>必要な保育教諭等の数は、都規則第4条第2号に規定する園児の年齢別に、園児数を同条に規定する保育教諭等の員数の基準となる園児数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。</p> <p>※この表に定める員数は、副園長(幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて直接従事職員の数をいう。(経過措置: 令和9年3月31日までは、「かつ」を「又は」とすることができる。)</p>	園児の区分	員数(※)	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第14条、第26条、第27条 (2) 学校教育法第7条 (3) 学校保健安全法第23条 (4) 都条例第6条、第24条 (5) 都規則第4条、附則3、8～13 (6) 事業実施細目5 (7) 町田市認定こども園運営充実事業補助金交付要綱(平成27年4月1日適用)第5、別表第1</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	<p>C</p>
園児の区分	員数(※)														
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人														
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人														
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人														
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人														

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>※園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、①満4歳以上の園児おおむね30人につき1人、②満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人、③満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人④満1歳未満の園児おおむね3人につき1人とする。</p> <p>※ 他の社会福祉施設等が併設されている場合において、交流(インクルーシブ保育)を行う場合、園児の保育に直接従事する職員は、各事業の対象となる園児等の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる職員が配置されていること。(令和5年2月9日府子本第90号、4文科初第2134号、子発0209第2号「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について(通知)第2の2)</p> <p>(同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務を行うことができる。ただし、直接保育に従事している職員は、その行う保育に支障がある場合は、この限りではない。)</p> <p>短時間勤務保育教諭の導入 保育教諭は、常勤の保育教諭をもって確保することを基本とする。ただし、幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育・保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭(1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育教諭をいう。)及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。 なお、この適用に当たっては、教育・保育要領による園児の発達に応じた組又はグループの編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。</p> <p>職員の数等に係る特例 ① 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、都規則第4条第2号前段の規定により必要となる直接従事職員の数が一人となる場合には、当分の間、同号の規定により置かなければならない直接従事職員のうち一人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認められる者として置かれることができる。 ② 当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において、主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。)をもって代えることができる。 ③ 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じた直接従事職員の総数が、当該こども園に係る利用定員に応じて、都規則第4条2号の規定により置かなければならない直接従事職員の数を超える場合における、同号の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じた直接従事職員の総数から規定職員数を引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 職員の資格	<p>④ 当分の間、一人に限り保健師又は看護師をもって代えることができる。 この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって保育教諭の支援を受けることができる体制を確保しなければならない。また、当該看護師等は学級を担当することはできない。</p> <p>⑤ 小学校教諭免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、置かなければならない直接従事職員の三分の一を超えてはならない。</p> <p>国や東京都が定める基準を超えて教育・保育を実施する場合の町田市独自の職員配置基準は、以下のとおりとする。</p> <p>① 保育教諭等配置事業 定員が20人以上の認定こども園について、保育教諭等を1人以上増配置していること。</p> <p>② 1歳児保育充実事業 1歳児に対する常勤の保育教諭等の数が、1歳児5人につき1人であること。</p> <p>③ 調理員配置事業 ・ 調理業務を委託していないこと。 ・ 調理員を1人以上増配置していること。</p> <p>1 園長の資格 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けており、かつ認定こども園法施行規則第12条に掲げる職に5年以上あること。 なお、園の運営上特に必要がある場合には、当該園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記の資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長として任命し、又は採用することができる。</p> <p>2 副園長及び教頭の資格 園長の資格に係る規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。</p> <p>3 保育教諭等の資格</p> <p>(1) 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事する者)は、幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ児童福祉法第18条の18第1項の保育士登録を受けた者でなければならない(保育教諭及び講師については令和12年3月31日まで、主幹保育教諭及び指導保育教諭については令和9年3月31日までは幼稚園教諭普通免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けていれば可。)</p>	1 必要な資格を有する者が配属されているか。	(1) 認定こども園法第15条、附則第5条 (2) 認定こども園法施行規則第12条～第14条 (3) 都規則第4条、附則3、4	(1) 資格を有する職種において、有資格者が配置されているか。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 職員関連帳簿の整備	<p>(2) 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事する者)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない(令和12年3月31日までは、幼稚園の助教諭の臨時免許状のみで可。)</p> <p>(3) 保育教諭等の必要配置数に、資格の特例を受ける職員を配置しようとする場合は、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。</p> <p>① 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。</p> <p>② 教育時間以外の満3歳以上の園児に直接従事する職員は、6割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする。</p> <p>③ 満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、保育士とする。</p> <p>(4) 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。</p> <p>(5) 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。</p> <p>(6) 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。</p> <p>職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備し、原則として5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書 職員の履歴書(資格が必要な職種の職員については、資格を証する書類(教員免許状、保育士証等)の写しを含む。)を整備すること(退職日から3年間保存)。</p> <p>(2) 服務関連帳簿 ・ 職務分担表(職員の担任学級及び担当業務等) ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師執務記録簿 ・ 出勤簿(タイムカード) ・ 勤務体制等に関する帳簿(勤務割表、時間外労働、休暇取得、出張(外出)に関するもの 等)</p> <p>(3) 労働者名簿 労働基準法の規定に基づき、労働者名簿を作成しなければならない(退職日から3年間保存)。</p> <p>〈労働者名簿の記載事項〉 ①氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇入れ年月日、⑧退職年月日及びその事由、⑨死亡年月日及びその原因等</p> <p>(4) 賃金台帳 労働基準法の規定に基づき、各労働者の賃金台帳を作成しなければならない(最後の記入をした日から3年間保存)。</p>	<p>1 職員に関する帳簿を適切に整備しているか。</p> <p>2 職員関連帳簿を適正に保管しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法施行規則第26条</p> <p>(2) 学校教育法施行規則第28条第1項</p> <p>(3) 労働基準法第107条、第108条</p> <p>(4) 労働基準法施行規則第53条～第55条の2</p> <p>(5) 労働安全衛生法第66条の8の3</p> <p>(6) 労働安全衛生規則第52条の7の3</p> <p>(1) 認定こども園法施行規則第26条</p> <p>(2) 学校教育法施行規則第28条第2項</p> <p>(3) 労働基準法第109条</p> <p>(4) 労働基準法施行規則第56条</p>	<p>(1) 履歴書、服務関連帳簿を整備していない。</p> <p>(2) 履歴書、服務関連帳簿の整備が不十分である。</p> <p>(3) 労働者名簿を整備していない。</p> <p>(4) 賃金台帳を整備していない。</p> <p>(1) 適正に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(賃金台帳の記載事項)</p> <p>①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働等の時間数、⑦基本給・手当その他賃金の種類ごとにその額、⑧賃金控除の額</p>				
<p>5 勤務状況</p> <p>(1) 勤務体制等</p>	<p>1 園における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。</p> <p>2 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。</p> <p>4 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>7 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>8 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 勤務体制が労働基準法上、適正か。</p> <p>2 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。</p> <p>4 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。</p> <p>5 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。</p> <p>6 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。</p> <p>7 セクシャルハラスメントの防止措置を行っているか。</p> <p>8 パワーハラスメントの防止措置を行っているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条</p> <p>(1) 均等法第6条～第9条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条</p> <p>(1) 均等法第12条、第13条</p> <p>(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号)第2条の2</p> <p>(1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2</p> <p>(1) 均等法第11条、第11条の2、第15条 (2) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)</p> <p>(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)</p>	<p>(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。</p> <p>(1) 性別による差別的取扱いが認められる。</p> <p>(1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。</p> <p>(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。</p> <p>(1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。</p> <p>(1) セクシャルハラスメントの防止措置を行っていない。</p> <p>(1) パワーハラスメントの防止措置を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 採用	<p>1 事業主は募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)</p> <p>上記の事項については、必ず明示しなければならず、また、昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等を明確にすること。労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 (パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項) 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 非常勤職員の雇用に当たっては、パートタイム・有期雇用労働法や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育教諭が生じることのないように留意すること。</p> <p>4 データベースの活用 事業主は教職員を任命又は雇用しようとするときは、データベースを活用すること。 データベースにより、特定免許状失効者に該当することが判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、十分慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。 ※特定免許状失効者とは次の者のことをいう。 児童生徒性暴力等を行ったことにより、教職員の免許状が失効した者または教職員の免許状取り上げの処分を受けた者。</p>	<p>1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p> <p>3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。</p> <p>4 教職員の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条 (5) 事業実施細目5(9)イ</p> <p>(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第7条第1項 (2) 4文科教第1806号通知</p>	<p>(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。</p> <p>(1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。</p> <p>(1) 教職員の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 社会保険	<p>事業主は、保育士を任命又は雇用しようとするときは、データベースを活用すること。 データベースにより、特定登録取消者に該当することが判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等をより詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、十分慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。 ※特定登録取消者とは次の者のことをいう。 ①児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士の登録を消された者。 ②①以外の者で保育士登録を取り消された者のうち、保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者。</p> <p>職員5人以上を使用する事業所は、健康保険及び厚生年金保険について、職員1人以上を使用する事業所は、雇用保険及び労働者災害補償保険について、それぞれ加入の義務がある。 なお、私立学校教職員等、その他の共済制度の加入対象である場合は、関係法令の規定によること。</p>	<p>5 保育士の任命又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしているか。</p> <p>1 社会保険への加入は適正か。</p>	<p>(1) 児童福祉法第18条の20の4 (2) 子発0327第5号通知</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条、第48条 (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条～第12条、第27条 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条～第7条 (4) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第4条 (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条 (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)</p>	<p>(1) 保育士の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしていない。</p> <p>(1) いずれかの保険に未加入である。 (2) いずれかの保険に未加入者がいる。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
6 健康管理 (1) 安全衛生管理体制	<p>労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。</p> <p>〈常時使用する労働者が50人以上の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。ただし、園医を産業医として専任した場合は、産業医の届出は不要。 衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること。(月1回以上) <p>〈常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。 	<p>1 衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。(職員が常時50人以上の場合)</p> <p>2 衛生委員会を設置しているか。(職員が常時50人以上の場合)</p> <p>3 衛生推進者を選任しているか。(職員が常時10人以上50人未満の場合)</p>	<p>(1) 労働安全衛生法第12条、第13条 (2) 労働安全衛生法施行令第4条、第5条 (3) 労働安全衛生規則第7条、第13条</p> <p>(1) 労働安全衛生法第18条 (2) 労働安全衛生規則第22条、第23条</p> <p>(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、第23条の2</p>	<p>(1) 衛生管理者及び産業医を選任していない。</p> <p>(2) 衛生管理者及び産業医の届け出をしていない。</p> <p>(1) 衛生委員会を設置していない。</p> <p>(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 職員健康診断	<p>1 園の設置者は、毎年度定期的に、職員の健康診断を行い、職員健康診断票を作成し、5年間保存しなければならない。 なお、健康診断の結果に基づき、治療の指示及び勤務の軽減等、適切な措置を取らなければならない。</p>	<p>1 職員の健康診断を適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 認定こども園法施行規則第27条 (3) 学校保健安全法第15条、第16条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>〈労働安全衛生法に基づく健康診断〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 定期健康診断は1年以内ごとに1回(夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回)、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。なお、1年以上引き続き使用されている者(予定を含む。)で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施することが望ましい。 労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。 <p>2 常時使用する労働者が50人以上の園は、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しなければならない。</p>	<p>2 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。(職員が常時50人以上の場合)</p>	<p>(4) 学校保健安全法施行規則第12条～第17条 (5) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (6) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第51条、第52条の9～21 (7) 平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」11(4)ト (8) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第52条</p>	<p>(3) 健康診断の実施時期又は項目が不適切である。 (4) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p> <p>(1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。</p>	<p>B B B</p>
7 職員研修	<p>職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 また、園は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保するとともに、職員が必要な知識及び技能の修得、維持及び向上を図れるよう、体制を整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 系統的、効果的な研修計画を策定すること。 園長や職員に対する研修の充実を図ること。 業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制(OJT)や、職場内や外部の研修の受講機会(OFF-JT)の確保に努めること。 	<p>1 研修の機会と体制を整備しているか。</p>	<p>(1) 都条例第15条 (2) 事業実施細目5(9)ア (3) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)第3-2②③</p>	<p>(1) 職員研修の機会を確保していない。 (2) 研修の実施が不十分である。</p>	<p>C B</p>
8 園長の責務等 (1) 園長等	<p>1 園長は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携などの園務をつかさどり、所属職員を監督する。 園長は、園がその役割、社会的責任を果たすことができるよう、法令等を遵守し、園を取り巻く社会情勢などを踏まえた適切な園運営を行うこと。</p> <p>2 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 なお、副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。</p>	<p>1 園長等は、園の適切な運営に努めているか。 2 園長等の職務代理の順序が定められているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第14条第3項 (1) 認定こども園法第14条第4項、第5項、第6項、第7項</p>	<p>(1) 運営管理上、重大な問題が生じている。 (1) 職務代理の手続きに不備がある。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 職員会議	<p>3 教頭は、園長(副園長を置く園では園長及び副園長)を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育・保育をつかさどる。 なお、教頭は、園長(副園長を置く園では園長及び副園長)に事故があるときは園長の職務を代理し、園長(副園長を置く園では園長及び副園長)が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。</p> <p>園には、園長の職務の円滑な遂行に資するため、職員会議を置くことができる。円滑な園運営のためには、職員会議等を通じて職員間の連携を十分図ることが重要である。 園長は、議事に応じて適切な職員を招集して、園の運営方針及びその内容等を十分協議すること。なお、職員会議の内容については記録を作成し欠席者に周知する等、職員間の情報共有を図ること。</p>	1 職員会議は適切に開催しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第48条 (3) 事業実施細目5(9)ア	(1) 職員会議の開催方法等が不適切である。	B
<p>9 建物及び設備</p> <p>(1) 建物及び設備の状況</p>	<p>1 園には、園舎及び園庭、その他当該園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。</p> <p>① 職員室 ② 乳児室又はほふく室(満2歳未満児を入園させる場合) ③ 保育室(満3歳以上児に係る保育室の数は学級数以上) ④ 遊戯室 ⑤ 保健室 ⑥ 調理室(保育室と区画されていること。外部搬入の場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。) ⑦ 便所(便所専用の手洗設備を設けること。) ⑧ 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備(飲料水用設備は、手洗用又は足洗用設備と区別すること。)</p> <p>ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>なお、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を2階以上に設ける場合には、都規則で定める基準を満たす必要がある。</p> <p>また、上記設備のほか、①放送聴取設備、②映写設備、③水遊び場、④園児清浄用設備、⑤図書室、⑥会議室を備えるよう努めなければならない。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。</p> <p>3 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。</p>	<p>(1) 都条例第7条、第8条、第14条第3項、第25条、第26条第2項</p> <p>(2) 都規則第5条～第7条、附則5～7 (3) 事業実施細目4</p> <p>(1) 都条例第7条 (2) 都規則第5条～第7条、附則5～7 (3) 事業実施細目4</p> <p>(1) 認定こども園法施行規則第15条第2項 (2) 法施行細則第9条 (3) 事務取扱要綱第4</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 基準面積が不足している。</p> <p>(1) 建物及び設備の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 園舎及び園庭の面積は、下記基準(平成27年3月31日に幼稚園又は保育所であった場合は、都規則附則5～7に定める特例)を満たさなければならない。</p> <p>(1) 園舎は下記ア及びビを合算した面積以上とする。 ア 320㎡+(学級数-2)×100㎡以上 ※1学級の場合は180㎡以上。 イ 満3歳未満の園児数に応じ、(a)、(b)により算定した面積 (a) 乳児室又はほふく室:満2歳未満児一人につき 3.3㎡以上 (b) 保育室又は遊戯室:満2歳以上児一人につき 1.98㎡以上</p> <p>(2) 園庭の面積は、下記ア及びビを合算した面積以上とする。 ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (a) 400㎡+(学級数-3)×80㎡以上 ※2学級以下の場合、330㎡+(学級数-1)×30㎡以上 (b) 3.3㎡×満3歳以上児数 イ 3.3㎡×満2歳以上満3歳未満児数</p> <p>(3) 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の基準面積 保育室等の基準面積は教育・保育に有効な面積(乳幼児が活動することが可能な面積)を指す。そのため、建具や固定式家具等を配置する箇所(常時保育室内に配置されている可動式の什器等を含む。)は基準面積に含めないが、特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては基準面積に含めることができる。 なお、保育室等は、少なくとも、0歳児、1歳児、2歳以上児については明確に区画し、特に、0歳児室については安全性等にも配慮し、他の園児が立ち入れないように区画すること。また、3歳以上の学級については、学級に応じて保育室を区画すること。</p> <p>※ 他の社会福祉施設等が併設されている場合において、交流(インクルーシブ保育)を行う設備(保育室等)は、各事業の対象となる園児等の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。(令和5年2月9日府子本第90号、4文科初第2134号、子発0209第2号「幼保連携型認定こども園の編成、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について(通知)第2の2)</p> <p>4 園の設備は、保健衛生・安全に関し、適切なものではない。また、園児の使用する設備及び遊具等については安全に管理すること。</p>	<p>4 構造設備に危険な箇所はないか。</p>	<p>(1) 都条例第26条第2項 (2) 事業実施細目6(1) (3) 東京都受動喫煙防止条例 (平成30年東京都条例第75号)</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 構造設備等にやや危険な箇所がある。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 環境衛生	<p>1 園の設備は保健衛生・安全及び管理に関し、適切なものではない。また、園児の使用する設備及び遊具等については、衛生的に管理すること。</p> <p>2 園は、他の法令に基づくもののほか、毎年度定期又は臨時に、学校保健安全法第6条により定められた基準(以下「園環境衛生基準」という。)に基づく環境衛生検査を行わなければならない。</p> <p>なお、園環境衛生基準に照らし、適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じること。</p> <p>また、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。</p> <p>3 飲用に供する水については、法令に基づく検査等、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 専用水道(地下水・井戸水を100人又は一日最大20m³を超えて供給する場合)の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。</p> <p>(2) 簡易専用水道(受水槽の有効容量の合計が10m³を超える場合は、指定検査機関による水質検査及び貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回実施しなければならない。</p> <p>(3) 浄化槽を使用している場合、指定検査機関等による放流水の水質検査、浄化槽の保守点検及び清掃を毎年1回行うこと。</p>	<p>1 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>2 保育室、便所等の設備は清潔か。</p> <p>3 園環境衛生基準に基づく環境衛生検査を適切に実施しているか。</p> <p>4 飲用に供する水について、水質検査、衛生管理等を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 都条例第26条第2項 (3) 学校保健安全法第4条</p> <p>(1) 事業実施細目6(1)</p> <p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(3) 学校保健安全法第5条、第6条</p> <p>(4) 学校保健安全法施行規則第1条、第2条 (5) 学校環境衛生基準</p> <p>(1) 水道法(昭和32年法律第177号)第20条、第34条、第34条の2</p> <p>(2) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第1条、第2条</p> <p>(3) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第15条、第54条～第56条</p> <p>(4) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条、第11条</p>	<p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 環境衛生検査を適切に実施していない。 (2) 環境衛生検査の実施方法が不適切である。 (3) 改善のために必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 水質検査等を適切に実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>10 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理者)</p>	<p>1 園は、消防法に定める防火対象物となるため、消防法施行令に定める資格を有する者の中から防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>2 防火管理者は、防災管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p>〈業務内容〉</p> <p>① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務</p>	<p>1 管理的又は監督的地位にある者を防火管理者に選任し、届け出ているか。</p> <p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。</p> <p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 消防計画等	1 園は、非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画として、消防計画を作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。	1 消防計画を適切に作成しているか。	(1) 都条例第22条第1項 (2) 社施第5号通知 (3) 消防法施行規則第3条 (4) 震災対策条例第10条 (5) 帰宅困難者対策条例第4条第4項 (6) 消防庁告示第2号	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。	C B
	2 事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 防火管理者を選任している事業所の場合は、消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	2 消防計画を所轄消防署に届け出ているか。	(1) 消防法施行規則第3条	(1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。	B B
	3 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。	3 避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区市町村長に報告していない。	B B
(3) 防災訓練等	1 園は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練のそれぞれについて、少なくとも毎月1回実施しなければならない。(図上訓練は含まない。) <ul style="list-style-type: none"> 消防計画に沿った訓練を行うこと。 地震想定訓練を行うこと。 避難行動、初期消火行動を伴う実地訓練とすること。 少なくとも年1回は引取訓練を行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 非常災害に対する避難訓練とは別に、不審者対応訓練を行うよう努めること。 	1 避難訓練及び消火訓練等を適切に実施しているか。	(1) 都条例第22条第2項 (2) 都規則第10条 (3) 社施第5号通知 (4) 消防法施行令第3条の2第2項	(1) 避難訓練及び消火訓練を実施していない月がある。 (2) 地震想定訓練を実施していない。 (3) 実施方法が不適切である。	C B B
	2 訓練を実施した際には、訓練結果を記録し、整備しておかなければならない。 なお、次回訓練等の参考にするため、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録することが望ましい。	2 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B B
	3 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区市町村長に報告しなければならない。	3 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区市町村長に報告していない。	B B
	4 園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に行い、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとされている。 園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 防火対策	園で使用されるカーテン、布製のブラインド、暗幕、どん帳、じゅうたん等は、防火性能を有するものでなければならない。 なお、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げるとともに、建具等で可燃性のものについては、全て防火処理を施さなければならない。	1 カーテン、じゅうたん等は防火性能を有しているか。	(1) 都規則第5条 (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行令第4条の3 (4) 消防法施行規則第4条の3 (5) 社施第107号通知	(1) カーテン、じゅうたん等が防火性能を有していない。	C
(5) 保安設備	1 園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2か所2方向に設置されていること。保育室等を1階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。 なお、保育室を3階以上に設ける場合は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けなければならない。 (消防法令による設置) (1) 非常警報器具又は非常警報設備 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合(自動火災報知設備の有効範囲内の場合は除く。) ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満の場合(自動火災報知設備又は非常警報設備の有効範囲内の場合は除く。) (2) 消防機関へ通報する設備 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものはすべて) ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合で、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合 (3) 避難器具 地階又は2階以上かつ当該階の収容人数が20人以上の場合 2 消防用設備等については、点検及び整備を行い、その結果を年1回消防署に報告しなければならない。 ① 機器点検:6か月ごとに1回 ② 総合点検:1年ごとに1回	1 非常災害に際して必要な設備が適切に設けられているか。 2 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 3 消防用設備等の自主点検をしているか。 4 点検後の不良箇所を改善しているか。	(1) 都条例第22条第1項 (2) 都規則第5条 (3) 事業実施細目4(2) (4) 消防法施行令第21条～第25条 (1) 消防法第17条の3の3 (2) 消防法施行規則第31条の6 (3) 消防庁告示第9号 (1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施第59号通知6 (1) 社施第59号通知6	(1) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設置していない。 (2) 避難器具を設置していない。 (3) 整備が不十分である。 (1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。	C B B B
(6) 消防署の立入検査	消防署の立入検査の結果による指示事項については、速やかに改善しなければならない。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 安全対策	<p>1 園は、園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、危険等発生時において適切に対処することができるよう、当該園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。 <p>2 園は、園児の安全の確保を図るため、園の施設及び設備の安全点検、園児に対する安全に関する指導、職員の研修等について園の安全計画を作成し、実施しなければならない。 なお、安全点検については、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。また、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。</p> <p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期調査報告を特定行政庁に行わなければならない。</p> <p>建築物 3年毎(※) 防火設備 毎年(※) 建築設備 毎年(※) 昇降機 毎年</p> <p>※ 児童福祉施設の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分(※)が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のもの又は3階以上で床面積が100㎡未満のものは除く。</p> <p>* 満3歳未満の子どもの保育を行う部分(関連する避難施設等を含む。)以外の部分は「当該用途に供する部分」ではないものとして適用。</p> <p>4 園は園児の通園のために自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」 (令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 安全計画を策定し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>3 安全計画に基づき、施設及び設備の安全点検を行っているか。</p> <p>4 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。</p> <p>5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第26条 (3) 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第74条の3 (4) 道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第9条の9、10</p> <p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 認定こども園法施行規則第27条 (3) 学校保健安全法第27条、第28条 (4) 学校保健安全法施行規則第28条、第29条</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第12条第1項～第4項</p> <p>(1) 認定こども園法施行規則第27条 (2) 学校保健安全法施行規則第29条の2第2項</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。 (2) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。</p> <p>(1) 施設及び設備の安全点検を実施していない。 (2) 日常的な点検を行っていない。</p> <p>(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。</p> <p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C B C C C B C C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
特定教育・保育施設としての基準					
1 確認の変更、変更の届出等	<p>1 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を増加しようとするときは、確認の変更を申請することができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市へ届け出なければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少しようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市へ届け出なければならない。</p>	<p>1 確認の変更を申請しているか。</p> <p>2 変更の届出をしているか。</p> <p>3 利用定員の減少の届出をしているか。</p>	<p>(1) 支援法第32条第1項 (2) 支援法施行規則第31条 (3) 市確認規則第3条</p> <p>(1) 支援法第35条第1項 (2) 支援法施行規則第33条 (3) 市確認規則第4条</p> <p>(1) 支援法第35条第2項 (2) 支援法施行規則第34条 (3) 市確認規則第5条</p>	<p>(1) 確認の変更を申請していない。</p> <p>(1) 変更の届出をしていない。</p> <p>(1) 利用定員の減少の届出をしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 基本原則(運営)	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。</p> <p>2 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 児童虐待防止法第3条 (2) 市条例第3条第4項、第21条第3項、第25条</p>	<p>(1) 必要な体制の整備を行っていない。</p> <p>(2) 必要な措置を講じていない。</p> <p>(3) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
3 利用定員に関する基準	<p>1 定員 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の利用定員は20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>○ 認定こども園 支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>3 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用定員は遵守されているか。</p>	<p>(1) 市条例第4条、第22条</p>	<p>(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。</p> <p>(2) 入所児童数が利用定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。</p> <p>(3) 定員の見直し等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続の説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 重要事項の交付及び説明を行い、教育・保育の提供の開始について、同意を得ているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない。 (1) 教育・保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていない。	C C
(2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	1 教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒否していないか。	(1) 支援法第33条第1項 (2) 市条例第6条第1項	(1) 正当な理由がないにも関わらず、保護者からの利用の申込みを拒否している。	C
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 認定こども園は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 2 認定こども園は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支援法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。 3 選考の方法は、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。	1 公正な方法で選考しているか。 2 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行っているか。	(1) 支援法第33条第2項 (2) 市条例第6条第2項 (1) 支援法第33条第2項 (2) 市条例第6条第3項	(1) 公正な方法で選考していない。 (1) 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考していない。	C C
(4) 市が行うあっせんへの協力	特定教育・保育施設は、施設の利用について支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん・要請に対し協力しているか。	(1) 市条例第6条第4項	(1) 選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。	C
(5) 市が行う利用調整への協力	認定こども園は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行う調整・要請に対し協力しているか。	(1) 市条例第7条第1項	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力できていない。	C
(6) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 受給資格等の確認を行っているか。 2 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 市条例第7条第2項 (1) 市条例第8条 (1) 市条例第9条第1項	(1) 市が行う調整・要請に対し協力できていない。 (1) 支給認定証によって、保育必要量等を確認していない。 (1) 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っていない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 施設型給付費等の額の通知	<p>3 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>3 教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る援助を行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第9条第2項</p>	<p>(1) 原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。</p>	C
	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>1 施設型給付費の額を通知しているか。</p>	<p>(1) 市条例第14条第1項</p>	<p>(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、保護者に対し通知していない。</p>	C
(8) 評価(自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価)	<p>2 特定教育・保育施設は、市条例第13条第2項に規定する法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育提供証明書の交付を行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第14条第2項</p>	<p>(1) 必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対し交付していない。</p>	C
	<p>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>1 自己評価を行い、改善を図っているか。</p>	<p>(1) 市条例第16条第1項</p>	<p>(1) 自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、改善を図っていない。</p>	C
(9) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>2 保護者評価、関係者評価、第三者評価を公表し、改善を図るよう努めているか。</p>	<p>(1) 市条例第16条第2項</p>	<p>(1) 定期的に保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。</p>	C
(10) 特定教育・保育施設の運営規程	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育施設の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この(4)において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受けるの費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>1 特定教育・保育施設運営規程を適切に定めているか。</p>	<p>(1) 市条例第19条</p> <p>(1) 市条例第20条</p>	<p>(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を市に通知していない。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設運営規程等を定めていない。</p> <p>(2) 内容が不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 勤務体制の確保等	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>2 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。</p> <p>3 研修の機会が確保されているか。</p>	<p>(1) 市条例第21条第1項</p> <p>(1) 市条例第21条第2項</p> <p>(1) 市条例第21条第3項</p>	<p>(1) 職員の勤務体制を定めていない。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。</p> <p>(1) 研修の機会を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(12) 定員の遵守等	<p>特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。</p>	<p>1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 市条例第22条</p>	<p>(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。</p>	<p>C</p>
(13) 重要事項の掲示	<p>1 特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者経営情報(特定教育・保育施設ごとの収益および費用その他内閣府令で定める事項をいう。)を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>1 利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>2 利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧できる措置を講じているか。</p> <p>1 毎事業年度終了後五月以内に当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者経営情報を都道府県に報告しているか。</p>	<p>(1) 市条例第23条</p> <p>(1) 市条例第23条</p> <p>(1) 支援法第58条第2項</p>	<p>(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない。</p> <p>(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧できる措置を講じていない。</p> <p>(1) 毎事業年度終了後五月以内に当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者経営情報を都道府県に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(14) 秘密保持	<p>1 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><必要な措置(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め等 <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>2 文書により保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市条例第27条第1項、第2項</p> <p>(1) 市条例第27条第3項</p>	<p>(1) 必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 文書により保護者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 情報の提供等	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはならない。</p>	<p>1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行っているか。</p> <p>2 特定教育・保育施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっていないか。</p>	<p>(1) 市条例第28条第1項</p> <p>(1) 市条例第28条第2項</p>	<p>(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行っていない。</p> <p>(1) 施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
(16) 利益供与等の禁止	<p>1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	<p>1 利益供与等は行われていないか。</p> <p>2 利益收受等は行われていないか。</p>	<p>(1) 市条例第29条第1項</p> <p>(1) 市条例第29条第2項</p>	<p>(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。</p> <p>(1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(17) 苦情解決	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この項目において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、4の改善の内容を当該市に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。</p> <p>2 苦情内容等を記録しているか。</p> <p>3 市が実施する事業へ協力しているか。</p> <p>4 市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。</p> <p>5 改善の内容を当該市へ報告しているか。</p>	<p>(1) 市条例第30条第1項</p> <p>(1) 市条例第30条第2項、第34条第2項第4号</p> <p>(1) 市条例第30条第3項</p> <p>(1) 市条例第30条第4項</p> <p>(1) 市条例第30条第5項</p>	<p>(1) 苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 苦情について、その内容等を記録していない。</p> <p>(1) 苦情に関して市が実施する事業に協力していない。</p> <p>(1) 市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。</p> <p>(2) 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 市が求めた事項に関する改善内容を当該市に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
(18) 地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 市条例第31条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(19) 電磁的記録等	<p>1 特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するものうち、市条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設は市条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて市条例第53条第4項で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法</p> <p>3 2の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合はこの限りでない。</p> <p>※ 1～3は市条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。(市条例第53条第6項)</p>	<p>1 電磁的方法及び内容について、文書又は電磁的方法で同意を得ているか。</p> <p>2 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第53条第2項～第4項</p> <p>(1) 市条例第53条第5項</p>	<p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

教育・保育内容編

目 次

1	教育・保育の状況	
(1)	人権の尊重	1
(2)	全体的な計画	1
(3)	指導計画	1
(4)	教育・保育の体制	3
(5)	備えるべき表簿	4
(6)	園児の保護者に対する支援	5
(7)	地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	5
2	食事の状況	
(1)	食育の計画	5
(2)	食事計画と献立業務	6
(3)	食事の提供	7
(4)	衛生管理	8
(5)	営業の届出等	10
(6)	調理業務委託	11
(7)	外部搬入	12
3	健康・安全の状況	
(1)	保健計画	12
(2)	園児の健康診断	13
(3)	健康状態等の把握	13
(4)	虐待等への対応	13
(5)	疾病等への対応	14
(6)	感染症への対応	14
(7)	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	15
(8)	園内の設備等の管理	15
(9)	安全対策の状況	15

特定教育・保育施設としての基準

1	基本原則	18
2	教育・保育に関する基準	
(1)	子どもの心身の状況の把握	18
(2)	小学校等との連携	18
(3)	教育・保育の提供の記録	18
(4)	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育の提供	18
(5)	教育・保育内容の自己評価	18
(6)	相談及び援助	18
(7)	教育・保育提供困難時の対応	19
(8)	緊急時等の対応	19
(9)	差別の禁止	19
(10)	虐待等の禁止	19
(11)	事故発生の防止及び発生時の対応	19
(12)	提供する教育・保育の記録	19

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育の状況 (1) 人権の尊重 ア 虐待等の行為の禁止	園の職員は、園児に対し、次に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 ④ 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 参考 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 子ども家庭庁、文部科学省)	1 園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 2 基本的考え方の①～④の行為を行っていないか。	(1) 都条例第17条 (2) 認定こども園法第27条の3 (3) 児童虐待防止法第3条 (4) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第3条	(1) 園児の心身に有害な影響を与える行為が認められる。 (1) 基本的考え方の①～④に該当する行為が認められる。	C C
イ 人格の尊重	幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該幼保連携型認定こども園の運営を行わなければならない。 保育教諭等は、園児の人権や一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行わなければならない。	1 園児一人一人の人格を尊重した教育及び保育を行っているか。	(1) 都条例第14条 (2) 教育・保育要領第1章第1-1、第2-2(3)⑧、第3-5(2)	(1) 園児一人一人の人格を尊重した教育及び保育を行っていない。 (2) 園児一人一人の人格を尊重した教育及び保育が不十分である。	C B
(2) 全体的な計画	各園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法及び認定こども園法その他の法令並びに教育・保育要領の示すところに従い、教育・保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること。	1 教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成しているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-1	(1) 教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成していない。	C
(3) 指導計画 ア 指導計画の作成	長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。	1 指導計画を作成しているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-2	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 短期的な指導計画を作成していない。	C C
イ 特に配慮すべき事項 (ア) 満3歳未満の園児に対する個別対応	満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別対応を図り、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別対応の計画を作成すること。	1 満3歳未満の園児について、個別対応の計画を作成しているか。	(1) 教育・保育要領第1章第3-4	(1) 満3歳未満の園児について、個別対応の計画を作成していない。 (2) 満3歳未満の園児について、個別対応の計画の内容が園児一人一人の生育歴等に即していない。	B B
(イ) 休息の状況	園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な休息がとれるようにすること。その際、一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。その際、担当の保育教諭等が替わる場合には、園児の様子等引継ぎを行い、十分な連携を図ること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。	(1) 教育・保育要領第1章第3-4(3)、(4)、第1章第3-5(1)エ、(2)エ	(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。 (2) 休息について、園児の生活リズムの違いや環境の確保等への配慮を行っていない。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(ウ) 長時間にわたる保育	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な午睡環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。 長時間にわたる教育・保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	1 長時間にわたる教育・保育について、園児の発達の過程等の配慮を指導計画に位置付けているか。	(1) 教育・保育要領第1章第3-4(5)	(1) 長時間にわたる教育・保育について、園児の発達の過程等への配慮を指導計画に位置付けていない。	B
(エ) 特別な配慮を必要とする園児への指導	園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。 障がいのある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障がいのある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育・保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。	1 特別な配慮を必要とする園児への指導について、家庭や関係機関と連携し、組織的かつ計画的に行う等適切に対応しているか。	(1) 認定こども園法第26条 (2) 学校教育法第81条第1項 (3) 都条例第13条 (4) 教育・保育要領第1章第2-3、第4章第3-6、7	(1) 特別な配慮を必要とする園児への指導を適切に行っていない。	B
(オ) 小学校教育との円滑な接続	園においては、その教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。 園の教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、園における教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	1 小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-1(5)	(1) 小学校教育との円滑な接続に向けた取組を行っていない。	B
ウ 指導計画の評価及び改善	園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。 保育教諭等が指導の過程について評価を適切に行うためには記録が不可欠であることから、指導計画に基づく指導の過程を明らかにした日誌等の記録を作成すること。 なお、0、1歳児については個人別記録を作成することが望ましい。	1 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っているか。	(1) 教育・保育要領第1章第2-2(2)	(1) 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っていない。 (2) 指導の過程について記録を作成していない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 教育・保育の体制 ア 教育・保育を行う期間等	<p>1 園における教育・保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>① 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。</p> <p>② 教育に係る標準的な1日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。教育の終始の時刻は、園長が定めること。</p> <p>③ 園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とし、当該地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。</p> <p>④ 開園日については、原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた日とし、開園時間については、原則として11時間とすること。</p> <p>2 開園日及び開園時間については、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおり開園が求められるが、区市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められる。</p> <p>なお、非常震災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に教育又は保育を行わないことができる。また、園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休園を行うことができるが、保育の必要性のある園児を受け入れている児童福祉施設であることを踏まえ、自治体関係部署、学校医等と十分相談して対応すること。</p>	<p>1 教育・保育を行う期間等は要件を満たしているか。</p> <p>2 保育を必要とする保護者に対して、家庭での保育を依頼していないか。</p>	<p>(1) 都条例第10条 (2) 都規則第8条 (3) 教育・保育要領1(3)、第1章第2-1(3) (4) 学校教育法施行規則第60条</p> <p>(1) 都条例第10条 (2) 都規則第8条 (3) 基準運用通知4(1) (4) 認定こども園法第27条 (5) 学校保健安全法第20条 (6) 認定こども園法施行規則第26条 (7) 学校教育法施行規則第63条</p>	<p>(1) 正当な理由なく教育週数が39週を下回っている。</p> <p>(2) 正当な理由なく教育時間が4時間を下回っている。</p> <p>(3) 正当な理由なく教育・保育の時間が8時間を下回っている。</p> <p>(4) 正当な理由なく閉園している日がある。</p> <p>(5) 正当な理由なく開園時間が11時間を下回っている。</p> <p>(1) 正当な理由なく家庭での保育を依頼している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
イ 学級編成	<p>満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。学級の編成は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>① 1学級の園児数は、35人以下とすること。</p> <p>② 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制すること。</p>	<p>1 満3歳以上の園児について、適切に学級を編成しているか。</p>	<p>(1) 都条例第5条 (2) 都規則第3条</p>	<p>(1) 満3歳以上の園児について、学級を適切に編成していない。</p>	<p>C</p>
ウ 直接従事職員の配置	<p>園が置く直接従事職員の数は、開園時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>認定こども園法附則第5条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。</p> <p>① 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。</p> <p>② 教育時間以外の満3歳以上の園児に直接従事する職員は、6割以上の者が登録を受けた常勤の職員であること。</p> <p>③ 満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員であること。</p>	<p>1 直接従事職員を適正に配置しているか。</p>	<p>(1) 都条例第6条 (2) 都規則第4条、附則第2条、第4条 (3) 認定こども園法附則第5条 (4) 事業実施細目5(2)</p>	<p>(1) 直接従事職員が常時2人以上配置されていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>保育教諭は、常勤保育教諭をもって確保することを基本とする。ただし、園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育・保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、都規則第4条に規定する保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。</p> <p>① 常勤保育教諭が各組又は各グループ1人以上(乳児を含む組又はグループに係る保育教諭の定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。</p> <p>② 常勤保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p> <p>延長保育事業を実施する場合は、町田市保育所等運営費加算補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)等に基づき、職員を配置する必要があらに留意すること。</p>			<p>(2) 組又はグループの編成が適切に行われていない。</p> <p>(3) 常勤保育教諭を各組又は各グループに適正に配置していない。</p> <p>(4) その他不適切な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
エ 園具及び教具	園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	1 必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	(1) 都条例第9条	(1) 必要な園具及び教具を備えていない。	C
(5) 備えるべき表簿 ア 出席簿	園長は、在学する園児について出席簿を作成しなければならない。	1 出席簿を作成しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第25条	(1) 出席簿を作成していない。 (2) 出席簿の記録内容が不十分である。	C B
イ 指導要録	<p>1 園長は、その園に在籍する園児の指導要録を作成しなければならない。指導要録には、府子本第315号通知の示す学籍に関する記録及び指導等に関する記録を記載すること。</p> <p>2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。</p>	<p>1 指導要録を作成しているか。</p> <p>2 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法施行規則第30条第1項 (2) 府子本第315号通知</p> <p>(1) 認定こども園法施行規則第30条第2項、第3項</p>	<p>(1) 指導要録を作成していない。 (2) 指導要録の記録内容が不十分である。</p> <p>(1) 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付していない。</p>	C B C
ウ その他の表簿	<p>1 園には、日課表を備えなければならない。</p> <p>2 園には、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録を備えなければならない。</p>	1 その他の必要な表簿を備えているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な表簿を作成していない。 (2) 必要な表簿に不備がある。	C B
エ 表簿の保存	指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。その他の備えるべき表簿は、5年間保存しなければならない。電磁的記録により保存する場合には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成27年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)に規定する方法によること。	1 備えるべき表簿を適切に保管しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第30条第4項、第5項 (2) 認定こども園法施行規則第26条 (3) 学校教育法施行規則第28条第2項	(1) 備えるべき表簿を適切に保管していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 園児の保護者に対する支援	<p>園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育・保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育・保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るように努めること。</p> <p>満3歳未満の園児については、集団生活への円滑な接続について家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。</p> <p>そのための手段や機会として、満3歳未満の園児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。</p>	<p>1 保護者との連絡は適切に行われているか。</p>	<p>(1) 都条例第23条</p> <p>(2) 教育・保育要領第4章第2-1、第1章第3-4(1)</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(7) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	<p>認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。</p>	<p>1 子育て支援事業を地域における教育及び保育に対する需要に照らし、適切に実施しているか。</p> <p>2 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにしているか。</p>	<p>(1) 都条例第11条</p> <p>(2) 教育・保育要領第4章第3-1</p> <p>(3) 事業実施細目8(2)</p>	<p>(1) 子育て支援事業を需要に照らして適切に実施していない。</p> <p>(1) 子ども心身の状態などを考慮し、柔軟に活動を展開できるようにしていない。</p> <p>(2) 子ども心身の状態などを考慮し、柔軟に活動を展開できるようにする取組が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
2 食事の状況	<p>日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、園児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。</p> <p>食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。</p> <p>園児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食を楽しむ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。</p> <p>園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等との関わりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、それぞれが専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を図ること。</p>	<p>1 全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、全体的な計画及び指導計画に位置づけているか。</p>	<p>(1) 食育基本法</p> <p>(2) 都条例第19条</p> <p>(3) 教育・保育要領第3章第2-1、2、3、4</p> <p>(4) 子発0331第1号通知</p> <p>(5) 子保発0401第2号通知</p>	<p>(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成していない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>1 食事の提供に当たっては、園児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や園児の特性に応じた適切な活用を図ること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>2 園児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。</p> <p>3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。</p>	<p>1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。</p> <p>2 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p>	<p>(1) 都条例第19条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準</p> <p>(1) 都条例第19条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。</p> <p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
イ 献立表の作成	<p>園において、園児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。 献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。また、園児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。 日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の掲示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p>	<p>1 献立表(予定献立・実施献立)を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 都条例第19条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 献立表を作成していない。</p> <p>(2) 献立表の作成に責任者の関与がない。</p> <p>(3) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。</p> <p>(4) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。</p> <p>(5) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所にみられる。</p> <p>(6) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
ウ 給食材料の用意・保管	<p>計画された献立を正確に実施するには、日々の食数を把握することにより給食材料の必要量を把握し、適切に用意・保管することが必要である。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。</p>	<p>1 給食材料の用意・保管を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 都条例第19条 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第97号通知</p>	<p>(1) 正当な理由なく、予定献立に沿って食品を購入していない。</p> <p>(2) 予定献立と購入した食材の数量に大きな違いがある。</p> <p>(3) 発注書・納品書がない。</p> <p>(4) 発注に当たって責任者の関与がない。</p> <p>(5) 食品材料の検収を全く行っていない。</p> <p>(6) 在庫食品の受払を把握していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	(1) 都条例第19条	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。	C
イ 園児の状況に応じた配慮	<p>1 園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。体調不良、食物アレルギー、障がいのある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、満3歳未満の園児は献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについて特に配慮が必要である。</p> <p>① 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある園児への対応については、学校医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 参考「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)</p> <p>② 満1歳以上満3歳未満の園児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しめるよう配慮すること。健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある園児への対応については、学校医等の指示や協力の下に適切に対応すること。</p>	<p>1 園児一人一人の状況に応じた食事を提供しているか。</p> <p>2 乳児及び満1歳以上満3歳未満の園児に対する配慮を行っているか。</p>	<p>(1) 教育・保育要領第1章第3-5(2)エ、第3章第2-6</p> <p>(2) 子発0331第1号通知</p> <p>(1) 教育・保育要領第1章第3-5(2)エ、第2章第1-2(3)、3(2)、第2章第2-2(4)、3(2)、(4)</p> <p>(2) 子発0331第1号通知</p> <p>(3) 「食事による栄養摂取量の基準」</p>	<p>(1) 園児一人一人の状況に応じた食事を提供していない。</p> <p>(2) 園児一人一人の状況に応じた食事の提供が不十分である。</p> <p>(1) 乳児及び満1歳以上満3歳未満の園児に対する配慮を行っていない。</p> <p>(2) 乳児及び満1歳以上満3歳未満の園児に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
ウ 食物アレルギー	<p>園児の健康と安全の向上に資する観点から、園児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する園児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>園児自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導票等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。</p>	1 園児の食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。	<p>(1) 認定こども園法第27条</p> <p>(2) 学校保健安全法第26条</p> <p>(3) 教育・保育要領第3章第1、第2-3(3)、第4-2</p> <p>(4) 子発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食物アレルギー対策が不適切である。</p> <p>(2) 食物アレルギー対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>エ 食事の中止等</p> <p>(4) 衛生管理</p>	<p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 生活管理指導表に基づいた対応について、保育教諭等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育教諭等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 <p>参考 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(福祉保健局)、「学校におけるアレルギー疾患対策について」(教育庁)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)</p> <p>食事は、保育を必要とする子ども(2号認定子ども及び3号認定子ども)に該当する園児に対して提供が必要があるが、1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられている。</p> <p>なお、保護者が希望する場合や園の行事等の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができるが、この取扱いは、保護者の希望がある場合に認められる対応であることに留意すること。</p> <p>食事の中止の理由として認められるものは、以下の場合である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染症、食中毒等の発生に伴う保健所の指示 ② 調理室の改築・修繕 ③ 非常災害等で給食を提供することが不可能な場合 <p>食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。</p> <p>※ HACCP に沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」は、HACCP の概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。</p> <p>これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書(「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等(厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載))を参考にして、HACCP に沿った衛生管理を実施することも可能とされている。</p> <p>(参考) 薬生食監発0805第3号通知</p>	<p>1 食事を適切に提供しているか。</p>	<p>(1) 都条例第19条 (2) 基準運用通知4(2)</p>	<p>(1) 正当な理由なく食事の提供を中止している。</p> <p>(2) 間食を提供していない。</p> <p>(3) その他不適切な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ア 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、入園している者の食事を調理する職員(調理従事者)及び調乳を行う職員(調乳担当者)については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等による感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理業務又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で業務に従事させること。</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。)</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 事業実施細目6(3) (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援施第65号通知 (7) 雇児発第0120001号通知 (8) 社施第97号通知 (9) 労働安全衛生規則第47条、51条</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切な事項がある。(検査項目不足等) (3) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C B C</p>
イ 調理従事者及び調理施設の衛生管理	<p>調理従事者及び調乳担当者は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を園の衛生管理を担当する責任者(以下、「衛生管理者」という。)に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>園長等の園の運営管理責任者は、衛生管理者に調理従事者及び調乳担当者の健康状態を確認させること。また、衛生管理者に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認するとともに、記録を保管すること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の健康状態の点検を毎日行い記録しているか。</p> <p>2 調理室等の衛生管理は適切か。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 事業実施細目6(3) (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児企第16号通知</p> <p>(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 教育・保育要領第3章第3-1(1)、(2) (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児発第669号通知 (9) 平成9年社援施第117号通知</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康状態の点検を行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等) (2) 調理従事者及び調乳担当者の健康状態の点検が不十分である。</p> <p>(1) 調理室等の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。</p>	<p>C B C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食中毒対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。食器具等の十分な洗浄消毒、衛生的保管にも十分注意すること。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p> <p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。</p> <p>4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p>	<p>1 食中毒事故の発生予防を適切に行っているか。</p> <p>2 検食を適切に行っているか。</p> <p>3 食中毒事故の発生時の対応を適切に行っているか。</p> <p>4 検査用保存食を適切に保存している</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 教育・保育要領第3章第3-1 (6) 社援施第97号通知1 (7) 雇児発第0120001号通知 (8) 雇児総発第36号通知 (9) 社援施第65号通知</p> <p>(1) 雇児総発第0307001号通知</p> <p>(1) 社援施第97号通知2 (2) 雇児発第0222001号通知 (3) 児企発第26号通知</p> <p>(1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 雇児総発第36号通知 (3) 社援施第65号通知 (4) 児企第16号通知</p>	<p>(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。</p> <p>(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の記録を作成していない。</p> <p>(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。</p> <p>(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(5) 営業の届出等 ア 営業等の届出	<p>調理業務を外部事業者へ委託する場合は、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。</p> <p>なお、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設(以下「特定給食施設」という。)の設置者は、健康増進法に基づく特定給食施設の開始届(給食開始届)を営業の届出とは別に施設の所在地を管轄する保健所等に行わなければならない。</p>	<p>1 集団給食施設の営業の届出を提出しているか。</p> <p>2 特定給食施設の開始届(給食開始届)を提出しているか。</p>	<p>(1) 健康増進法第20条 (2) 食品衛生法第57条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第70条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知</p>	<p>(1) 集団給食施設の営業の届出を提出していない。</p> <p>(2) 特定給食施設の開始届(給食開始届)を提出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
イ 食品衛生責任者の選任	<p>集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。</p>	<p>1 食品衛生責任者を選任しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知</p>	<p>(1) 食品衛生責任者を選任していない。</p>	<p>B</p>
ウ 栄養管理報告	<p>特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。</p>	<p>1 栄養管理報告を行っているか。</p>	<p>(1) 健康増進法施行細則第6条</p>	<p>(1) 栄養管理報告を行っていない(特定給食施設に該当する園のみ。)</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 調理業務委託	<p>園における給食については、子どもの発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮、食中毒の防止など安全・衛生面の対応、栄養面等での質の確保及び食育等の観点から、調理業務について当該園が責任をもって行われるべきものであり、園の職員により施設内で調理が行われることが原則である。しかしながら、園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、園職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>食事の提供について、調理業務を委託して行う方法で行う場合は、府子本第448号通知を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意すること。</p> <p>園が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。</p> <p>① 受託業者に対して、園側から必要な資料の提出を求めることができるのと同時に、その結果、改善の必要があると認める場合には、園は、必要な指導・助言を行うことができること。</p> <p>② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても園側において契約を解除できること。</p> <p>③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため園に損害を与えた場合は、受託業者は園に対し損害賠償を行うこと。</p> <p>⑤ 園における給食の趣旨を十分認識し、適正な食材を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うことができ、かつ衛生管理体制の確立等により安全性の高い品質管理に努めた食事を提供できる能力を有する者であること。</p> <p>⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。</p> <p>⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。</p> <p>⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施すること。</p>	1 調理業務の委託を府子本第448号通知に遵守して適切に行っているか。	(1) 事業実施細目6(4) (2) 府子本第448号通知	<p>(1) 調理業務委託契約書を作成していない。</p> <p>(2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。</p> <p>(3) 食事の質が確保されていない。</p> <p>(4) 施設内の調理室を使用して調理していない。</p> <p>(5) 栄養面での配慮(献立等について栄養面での指導を受けられる体制)がない。</p> <p>(6) 施設が行う業務を行っていない。</p> <p>(7) 施設が行う業務が不十分である。</p> <p>(8) その他府子本第448号通知に準拠していない事項がある。</p>	C C C C C C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 外部搬入	<p>園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該園内で調理する方法(園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>しかしながら、都規則で定める基準を満たす園においては、満3歳以上の園児に対する食事を園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。この場合、府子本第448号通知に定めるところに遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意すること。</p> <p>都規則で定める基準は、次に掲げるとおりである。</p> <p>① 園児に対し食事を提供する責任を有する当該園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>② 当該園又は他の施設、保健所若しくは区市町村等の栄養士又は管理栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が</p> <p>③ 調理業務を受託する者については、当該園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>④ 調理業務を受託する者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤ 園は、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	1 外部搬入による食事の提供について、都規則の定める要件を満たしているか。	(1) 都条例第19条1項、5項 (2) 都規則第9条 (3) 府子本第448号通知 (4) 事業実施細目6(4)	(1) 3歳未満の園児に対して提供する食事を当該施設内で調理していない。 (2) 都規則で定める基準を満たさずに、3歳以上の園児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。	C C
3 健康・安全の状況	<p>園児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の教育・保育の基本である。そのためには、園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態に応じ、園児の心身の健康の保持、増進を図り、危険な状態の回避等に努めることが大切である。教育及び保育は、健康と安全を欠いては成立しないことを、園長の責務の下に全職員が共通して認識することが必要である。</p>				
(1) 保健計画	<p>園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について保健計画を策定し、これを実施しなければならない。保健計画を作成する際は、教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。</p>	1 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第5条 (3) 教育・保育要領第3章第1-2(1)	(1) 保健計画を作成していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 園児の健康診断	<p>1 園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までに行うものとする。)ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。なお、母子保険法に規定する健康検査の内容が園の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、園長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>健康診断の項目及び方法は、認定こども園法施行規則第27条が準用する学校保健安全法施行規則第6条から第7条までの規定に従うこと。なお、満3歳未満の園児の健康診断の項目及び方法については、これに準ずるものとする。</p> <p>2 園においては、園児の健康診断を行ったときは、健康診断票を作成しなければならない。</p> <p>園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の健康診断票を転園先に送付しなければならない。</p> <p>3 健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等、認定こども園法施行規則第27条が準用する学校保健安全法施行規則第9条第1項に規定する適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>1 園児の健康診断を適切に行っている</p> <p>2 園児の健康診断票を作成しているか。</p> <p>3 園児が転園した場合に、健康診断票を転園先に送付しているか。</p> <p>4 健康診断の実施後に、保護者への通知及び必要な対応をしているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条</p> <p>(2) 学校保健安全法第13条、第17条</p> <p>(3) 認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(4) 学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第7条</p> <p>(5) 府政共生569号通知</p> <p>(6) こ成保第533号通知</p> <p>(1) 認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則第8条</p> <p>(1) 認定こども園法第27条</p> <p>(2) 学校保健安全法第14条</p> <p>(3) 認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(4) 学校保健安全法施行規則第9条</p>	<p>(1) 入園時の健康診断を行っていない。</p> <p>(2) 健康診断を年2回行っていない。</p> <p>(3) 実施時期・方法等が不適切である。</p> <p>(1) 園児の健康診断票を作成していない。</p> <p>(1) 健康診断票を転園先に送付していない。</p> <p>(1) 健康診断結果を保護者に通知していない。</p> <p>(2) 適切な措置をとっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
(3) 健康状態等の把握	<p>1 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。</p> <p>養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該園児に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うこと。</p> <p>2 園児の心身の状態に応じた教育・保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p>	<p>1 園児の日々の健康状態を観察し、必要に応じた対応をしているか。</p> <p>2 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。</p>	<p>(1) 教育・保育要領第3章第1-1(2)</p> <p>(2) 認定こども園法第27条</p> <p>(3) 学校保健安全法第9条</p> <p>(1) 教育・保育要領第3章第1-1(1)</p>	<p>(1) 日々の健康状態を観察していない。</p> <p>(2) 日々の健康状態の観察が不十分である。</p> <p>(3) 保護者と連絡をとっていない。</p> <p>(4) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(4) 虐待等への対応	<p>園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに区市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。</p> <p>2 不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 児童虐待防止法第5条、第6条</p> <p>(2) 児童福祉法第25条</p> <p>(3) 教育・保育要領第3章第1-1(3)、第4章第2-9</p> <p>(4) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例第7条</p> <p>(5) 子発0228第2号</p> <p>(6) 子発0228第3号</p>	<p>(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。</p> <p>(1) 速やかに通告していない。</p> <p>(2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 疾病等への対応	<p>1 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2 アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。(再掲)</p> <p>参考「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(福祉保健局)、「学校におけるアレルギー疾患対策について」(教育庁)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)(再掲)</p> <p>3 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。</p>	<p>1 園児の体調不良等への対処を適正に行っているか。</p> <p>2 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <p>3 保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第26条 (3) 教育・保育要領第3章第1-3(1)</p> <p>(1) 教育・保育要領第3章第1-3(3)</p> <p>(1) 事業実施細目6(2) (2) 教育・保育要領第3章第2-3(4)</p>	<p>(1) 園児の体調不良等への対処を適正に行っていない。 (2) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p> <p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p> <p>(1) 保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(6) 感染症への対応	<p>1 園は、感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、園児、職員ともに手洗いの徹底を図ること。使用するタオル等は、他人と共用しないこと。</p> <p>入園の際には、母子健康手帳等を参考に、園児一人一人の予防接種歴や感染症の罹患歴を把握するとともに、その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には、保護者から園に報告してもらい情報を共有することが望ましい。</p> <p>2 園長は、園内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をすること。園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができる。感染症により園児の出席停止を行った場合又は園の休業を行った場合には保健所に連絡すること。</p> <p>また、園内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をすること。園の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うこと。</p>	<p>1 感染症の予防対策を講じているか。 ・タオル・コップ等を共用で使用していないか。</p> <p>2 感染症発生時にまん延防止対策・事後対策を適切に講じているか。</p>	<p>(1) 教育・保育要領第3章第1-3(2) (2) 児企第16号通知</p> <p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第18条、第19条 (3) 認定こども園法施行令第6条 (4) 学校保健安全法施行令第5条 (5) 学校保健安全法施行規則第21条 (6) 雇児発第0222001号通知</p>	<p>(1) 感染症の予防対策を講じていない。 (2) 感染症の予防対策が不十分である。</p> <p>(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。 (3) 保健所及び地域の医療機関等との連絡、連携を速やかに行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、園児の顔が見える仰向けに寝かせ、睡眠中の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し記録すること。</p> <p>1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 照明は、園児の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) 園児の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) 睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 必ず大人が見ていること(園児から目を離さない、園児全員が見える位置につく、死角を作らない) 園児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。園児を1人にしない。(園児だけにしない。) 必ず職員がそばで見守る。 保育室内の禁煙を徹底する。 日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <p>参考 令和2年10月5日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文科科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告(令和2年)」の公表について、平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故の防止対策を講じているか。</p> <p>2 乳児及び配慮が必要な園児について、睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条</p> <p>(2) 学校保健安全法第26条</p> <p>(3) 教育・保育要領第3章第1、第2-3、第4-2</p> <p>(4) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(5) 5福祉子保第3004号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故の防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表を作成していない。</p> <p>(3) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故の防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(8) 園内の設備等の管理	<p>園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切な物でなければならない。園児の使用する設備及び遊具等については、安全かつ衛生的に管理すること。</p> <p>また、園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。</p>	<p>1 園児の使用する設備及び遊具等について、安全かつ衛生的に管理されているか。</p>	<p>(1) 都条例第26条2項</p> <p>(2) 事業実施細目6(1)</p> <p>(3) 教育・保育要領第3章第4-1(1)</p>	<p>(1) 園児の使用する設備及び遊具等について、安全かつ衛生的に管理されていない。</p>	C
(9) 安全対策の状況	<p>1 園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主體的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p>1 園児の事故防止に配慮しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条</p> <p>(2) 学校保健安全法第26条</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知別添2-1</p> <p>(4) 府子本第679号通知</p> <p>(5) 教育・保育要領第3章第1、第4-2</p>	<p>(1) 園児の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 園児の事故防止に対する配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所、設備等を把握しているか。 安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具等を定期的 に点検し、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める。 あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上 で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題 のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共 有化を図る。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時 の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日付内閣府) 園児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等) や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリス クとなるものを除去する。 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き 起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ま しい。 クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる 内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、 事故防止に万全を期すこと。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生 時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日付内閣 府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚 起について」(令和3年12月17日付厚生労働省事務連絡) 園児が日常的に利用する散歩経路や公園等について、危険 箇所等の点検を行い、全職員で情報を共有する。 園外活動時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の 職員が対応する。 散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける園 児の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して、 迷子、置き去り防止策を徹底する。 職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意する。 参考「保育所等での保育における安全管理の徹底につい て」(令和元年5月10日内閣府・厚生労働省事務連絡)「保育 所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における 安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省・ 内閣府事務連絡) 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園に おける安全管理の徹底について(再周知)」(令和4年9月6日 付厚生労働省・内閣府事務連絡) プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保 と緊急時への備えを徹底する。 プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じ ないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて 配置する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生 時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日付内閣 府) <p>2 園児の施設外での活動、取組等のための移動その他の園児の移 動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際 に、点呼等により、園児の所在を確認しなければならない</p>	<p>2 自動車への乗降時に、園児の所在を確 認しているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法施行規則第 27条 (2) 学校保健安全法施行規則 第29条の2第1項</p>	<p>(1) 自動車への乗降の際に、園児の所在確 認をしていない。 (2) 自動車への乗降の際に、園児の所在確 認が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成すること。 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずること。</p> <p>4 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うこと。この場合においては、必要に応じ、園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講ずること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。</p> <p>5 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に報告すること。</p> <p>① 死亡事故 ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次の(1)、(2)又は(3)に該当する場合 (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥ その他、園児の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案(園児への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p> <p>6 園児の登降園は、送迎時における園児の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>3 危険等発生時対処要領を作成しているか。</p> <p>4 事故が発生した場合に適切に対応しているか。</p> <p>5 事故が発生した場合に市に速やかに報告しているか。</p> <p>6 園児の登降園は保護者等が行っているか。</p>	<p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第29条 (3) 教育・保育要領第3章第4-2(3)</p> <p>(1) 認定こども園法第27条 (2) 学校保健安全法第29条第3項 (3) 6福祉子保第5649号通知</p> <p>(1) こ成安第44号通知 (2) 6福祉子保第5649号通知</p> <p>(1) 雇児総発第402号通知別添2-1</p>	<p>(1) 危険等発生時対処要領を作成していない。</p> <p>(1) 事故発生後の対応が不適切である。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。</p> <p>(1) 保護者に確認することなく、園児の登降園を保護者等以外の者が行っている。 (2) その他不適正事項がある。</p>	<p>C</p> <p>C B</p> <p>C B</p> <p>B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
特定教育・保育施設としての基準					
1 基本原則	<p>1 特定教育・保育施設は全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保することを目指し、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育の提供に努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っているか。</p> <p>2 人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ配慮を行っているか。</p> <p>3 密接な連携を努める手立てを講じているか。</p>	<p>(1) 市条例第3条第1項</p> <p>(1) 支援法第33条第6項 (2) 市条例第3条第2項</p> <p>(1) 支援法第33条第4項 (2) 市条例第3条第3項</p>	<p>(1) 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない。</p> <p>(1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。</p> <p>(1) 市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービス・福祉サービスを提供するものとの連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
2 教育・保育に関する基準					
(1) 子どもの心身の状況の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	(1) 市条例第10条	(1) 教育・保育の提供にあたり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
(2) 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 小学校等との連携に努めているか。	(1) 市条例第11条	(1) 提供する教育・保育の終了にあたり、円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めていない。	B
(3) 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	<p>1 教育・保育の提供について記録されているか。</p> <p>2 教育・保育の提供についての記録は十分か。</p>	(1) 市条例第12条	<p>(1) 教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない。</p> <p>(1) 教育・保育の提供についての記録内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(4) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育の提供	幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	1 施設の区分に応じた適切な教育・保育の提供を行っているか。	(1) 市条例第15条第1項第1号	(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、心身の状況等に応じた適切な教育・保育の提供を行っていない。	C
(5) 教育・保育内容の自己評価	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1) 支援法第33条第5項 (2) 市条例第16条	(1) 提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	B
(6) 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第17条	<p>(1) 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努めていない。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、適切に応じていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 教育・保育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 教育・保育の提供が困難な場合適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 市条例第6条第5項	(3) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。 (1) 教育・保育の提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。	C C
(8) 緊急時等の対応	特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 事故防止及び事故発生時の職員への対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第18条	(1) 体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
(9) 差別的禁止	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 市条例第24条	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
(10) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 市条例第3条第4項、第25条	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
(11) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故発生時の対応・事故の再発防止のための指針が整備されているか。 2 事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。 3 事故の状況、処置について記録されているか。 4 損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市条例第32条第1項 (1) 市条例第32条第2項 (1) 市条例第32条第3項 (1) 市条例第32条第4項	(1) 事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない。 (2) 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない。 (3) 事故発生防止委員会及び研修が定期的実施されていない。 (1) 速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。 (1) 事故の状況及び処置についての記録がない。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。	C C C C C C
(12) 提供する教育・保育の記録	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の(1)から(5)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 特定教育・保育の提供の記録 (3) 市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定教育・保育の提供に関する記録は整備されているか。	(1) 市条例第34条第2項	(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画が整備されていない。 (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録を整備していない。 (3) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C C C

会 計 経 理 ・ 公 定 価 格 編

目 次

1	社会福祉法人の会計経理	1
2	会計経理	
(1)	会計の原則	1
(2)	会計帳簿	1

特定教育・保育施設としての基準

1	利用者負担額の基準（会計）	
(1)	利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	1
(2)	会計の区分	3
(3)	記録の整備	3
2	公定価格に関する基準	3

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】	※ 指導監査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。		(1) 社会福祉法人会計基準に従って会計処理が行われていない。	C
2 会計経理 (1) 会計の原則	園の設置者は、次に掲げる原則によって、会計処理を行い、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。 ① 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 ② すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。 ③ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 ④ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	1 会計の原則に従って、会計処理及び計算書類の作成を適切に行っているか。	(1) 学校法人会計基準第2条 (2) 社会福祉法人会計基準第2条	(1) 必要な計算書類を作成していない。 (2) 計算書類が真実な内容を明瞭に表示していない。 (3) 会計帳簿が正確に作成されていない。 (4) 正当な理由なく、会計処理の原則等を変更している。	C C C C
(2) 会計帳簿	園は、資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿等の会計帳簿を備え、5年間保存しなければならない。	1 会計帳簿を適切に整備しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な会計帳簿を整備していない。 (2) 会計帳簿を適切に保存していない。	C B
特定教育・保育施設としての基準					
1 利用者負担額の基準(会計) (1) 利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	1 特定教育・保育施設(市以外の者が設置する保育所を除く。)は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下各項において同じ。)を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る支援法に規定する利用者負担額の支払を受けなければならない。 2 特定教育・保育施設(市以外の者が設置する保育所を除く。)は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る市条例第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額(以下「特定教育・保育費用基準額」という。)の支払を受けなければならない。 3 特定教育・保育施設は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払(以下「上乗せ徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、上乗せ徴収の額は当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。	1 利用者負担額の支払いを受けているか。 2 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けているか。 3 上乗せ徴収の金額は定められた範囲内で設定されているか。	(1) 支援法第27条第3項第2号 (2) 支援法第28条第2項第2号 (3) 支援法第28条第2項第3号 (4) 市条例第13条第1項 (1) 市条例第13条第2項 (1) 市条例第13条第3項	(1) 利用者負担額の支払いを受けていない。 (1) 法定代理受領を受けないとき、保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。 (1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。	C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>4 特定教育・保育施設は、1～3の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払(以下「実費徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、実費徴収は次の①から⑤までに掲げる費用のみとしなければならない。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及びそれらと同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円</p> <p>(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円</p> <p>(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)</p> <p>イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合において、次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>④ 施設に通う際の提供に要する費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>4 ①から⑤以外の実費徴収を行っていないか。</p>	<p>(1) 市条例第13条第4項 (2) 市条例第36条第3項</p>	<p>(1) ①から⑤以外の実費徴収を行っている。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>5 特定教育・保育施設は、1～4の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、4の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得なければならない。</p>	<p>5 領収証を交付しているか。</p> <p>6 使途・額・理由について書面で明らかにしているか。</p> <p>7 上乗せ徴収について文書による同意を得ているか。</p> <p>8 実費徴収について同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市条例第13条第5項</p> <p>(1) 市条例第13条第6項</p>	<p>(1) 費用の支払に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収及び実費徴収の使途・額・理由について書面で明らかにしていない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収について保護者から文書による同意を得ていない。</p> <p>(1) 実費徴収について保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2) 会計の区分	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 会計の区分はされているか。</p>	<p>(1) 市条例第33条</p>	<p>(1) 特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。</p>	C
(3) 記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p>	<p>1 会計等の諸記録を整備しているか。</p>	<p>(1) 市条例第34条</p>	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p>	C
2 公定価格に関する基準	<p>特定教育・保育施設は、公定価格の加算（基本加算部分、特定加算部分）が認定された場合は、加算水準を満たす職員等の配置を行わなければならない。</p>	<p>1 公定価格における加算が適正であるか。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙3認定子ども園（教育標準時間認定1号）Ⅲ・Ⅵ、別紙4認定子ども園（保育認定2・3号）Ⅲ、Ⅵ</p>	<p>(1) 公定価格における加算が適正でない。</p>	C